

第 89 号議案

平成28年度（2016年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成28年度（2016年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度（2016年度）町田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、（4）主な建設改良事業を次のように改める。

（4）主な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
医療機器等購入費	111,753 千円	61,560 千円	173,313 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,245,493千円」を「748,012千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	131,752 千円	559,041 千円	690,793 千円
第3項 その他収入	59,587 千円	△ 59,587 千円	0 千円
第4項 企業債	0 千円	618,628 千円	618,628 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,377,245 千円	61,560 千円	1,438,805 千円
第1項 建設改良費	697,185 千円	61,560 千円	758,745 千円

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
町田市民病院 自家発電設備 更新事業	千円 557,068	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの時から据置期間を含み15年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。
町田市民病院 医療器械取得 事業	千円 61,560			

第5条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療器械	外科用X線透視装置	1 式

平成28年（2016年）11月30日 提出

東京都町田市長

石 阪 丈 一